

当診療所(歯科)では、令和 8 年 6 月 1 日の診療報酬改定により、以下のとおり対応を行っております。

■歯科初診料の注1に規定する基準

- ・ 歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、かつ抗菌薬の適正使用に関する研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

■電子的歯科診療情報連携体制整備加算の算定について

[初診時 4 点 再診時 2 点 (いずれも月 1 回)]

- ・ 当診療所では、患者様に「より安全で、スムーズな医療」を提供するため、医療 DX を通じて質の高い医療の提供ができるよう体制整備を行っております。
- ・ 診療情報を取得・活用することにより、最適な医療を提供に努めています。正確な情報を習得・活用するため、マイナ保険証のご利用にご協力をお願いします。

■「個別の診療報酬の算定項目に分かる明細書」の発行について

- ・ 当診療所では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、「個別の診療報酬の算定項目に分かる明細書」を無料で発行しております。
- ・ 公費負担医療の受給者等で医療費の自己負担がない方についても、明細書を無料で発行しております。
- ・ 明細書には使用薬剤の名称や実施した検査の名称が記載されています。ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、窓口にてその旨も申し出してください。

■歯科外来診療医療安全対策加算 1 について

- ・ 当診療所には、医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理者を配置、自動体外式除細動器(AED)を保有し、緊急時においては他の医療機関と連絡するとともに、医療安全に係る十分な体制を整備しております。

連携先医療機関名: 新潟県立中央病院

電 話 番 号: 025-522-7711

連 携 の 方 法 等: 電話にて連絡

令和 8 年 6 月 1 日 牧診療所(歯科)